

ID: 167

担当部署: 産業観光課

処分の概要	奨励工場の指定		
例 規 名 根 拠 条 項	聖籠町企業誘致条例 第5条第1項		
例 規 番 号	昭和60年 条例第11号		
<p>【根拠条文】 (指定及び通知) 第五条 町長は、前条の申請を受理したときは、第三条の指定基準に適合しているか等を審査し、指定基準に適合しているときは、奨励工場として指定する。</p> <p>2 町長は、前項の規定により奨励工場として指定する場合において、必要と認めるときは、条件を付けることができる。</p> <p>3 町長は、第一項の規定により奨励工場として指定した場合は、当該申請者に別に規則で定めるところにより速やかにその旨を通知しなければならない。</p> <p>【基準】 第3条の規定による。 (指定基準) 第三条 奨励工場の指定基準は、投下固定資産総額が一億円を超え百億円以下で、かつ常用雇用者として町内在住者十人以上新たに雇用するものとする。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成22年4月1日	最終変更年月日	年 月 日